

# 横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正 (消防団員の報酬額の改定)

## 1 改正の趣旨

消防団員は、災害発生時には、仕事や学業を中断して危険を伴う現場対応にあたるとともに、夜間や週末を中心に、訓練や地域への防災指導など、様々な活動を行っています。  
こうした日頃のご労苦に報いるとともに、頻発化する自然災害への的確な対応等に向け、消防団組織及び活動の充実を図ることを目的として、消防団員の報酬額を改定するものです。

## 2 改正内容

### 〈年額報酬〉

階 級	現 行	改正(案)	増 減	参考：国の基準 (交付税単価)
団長	84,000 円	—	—	82,500 円
副団長	70,000 円	—	—	69,000 円
分団長	50,000 円	50,500 円	+500 円	50,500 円
副分団長	45,000 円	45,500 円	+500 円	45,500 円
部長	39,000 円	—	—	37,000 円
班長	36,000 円	37,000 円	+1,000 円	37,000 円
団員	34,000 円	36,500 円	+2,500 円	36,500 円

### 〈出勤報酬〉

	現 行	改正(案)	増 減	参考：国の基準 (交付税単価)
災害出勤	1 回につき 3,400 円	1 回につき 7,000 円	+3,600 円	7,000 円 (出勤手当)
消防訓練 防災指導等	1 回につき 2,400 円	1 回につき 3,500 円	+1,100 円	

## 3 改正に至る経過

- 令和元年 9 月・10 月の風水害活動  
台風第 15 号及び第 19 号接近時、延べ約 3,400 人の消防団員が長時間に及ぶ警戒活動等を実施
- 令和 2 年 7 月 7 日 横浜市消防団長会 組織検討委員会  
長時間にわたる災害活動に従事した場合の報酬のあり方について検討を開始
- 令和 2 年 12 月 15 日 総務大臣書簡及び消防庁長官通知  
全国的な消防団員の減少は憂慮すべき危機的状況。消防団員確保のためには処遇の改善が必要であり、交付税単価を目安とした報酬の引上げについて示されました。

※こうした消防団長会での検討や国からの通知等を踏まえ、報酬の見直しを検討

- 令和 3 年 1 月 28 日 横浜市消防団長会 組織検討委員会  
報酬額の引上げについて、消防局の改定案を提示し協議・了承
- 令和 3 年 1 月 29 日 横浜市消防団長会 (書面会議)  
報酬額改定案の了承
- 令和 3 年 3 月 23 日  
令和 3 年度予算成立
- 令和 3 年第 2 回市会定例会  
条例改正案の上程

## 4 その他

- 令和 3 年 4 月 13 日 消防庁長官通知 (消防団員の報酬等の基準の策定等について)  
総務省消防庁が昨年 12 月に設置した「消防団員の処遇等に関する検討会」の中間報告を受け、消防団員の処遇改善に向けて今後取り組むべき事項等について示されました。

### 〈概要〉

- ・出勤手当は出勤報酬とすること。
- ・出勤報酬は 1 日あたり 8,000 円を標準とし、短時間の出勤や災害以外の出勤は、標準額と比較し均衡のとれた報酬額を市町村が定めること。
- ・市町村においては、消防団と協議の上、十分な検討を行い、令和 4 年 4 月 1 日から適用すること 等

- 令和 3 年 4 月 14 日 横浜市消防団長会との協議  
4 月 13 日に発出された消防庁長官通知を提示して協議しました。

### 〈消防団長会での主な意見〉

- ・今回発出された消防庁長官通知に合わせた場合、消防団員が 1 日従事しなければならないこと。また、短時間の災害対応時の報酬額等を詳細に規定すると、管理する分団長や班長の負担が増えること。
- ・昨年度決定したとおり、活動 1 回につき、一律の報酬額とすべき。

### 〈協議結果〉

- ・これらの意見を踏まえ、当面、出勤報酬は災害出勤 1 回につき 7,000 円とし、長時間にわたる災害については柔軟な活動交代等をすべき。
- ・今後も消防団員の報酬等については、本市での災害発生状況や他都市の動向、消防団員の意見等を踏まえ、引き続き、消防局と横浜市消防団長会で協議していく。